

論文内容要旨

論文題目

判例から検討した歯科領域の医事紛争

責任講座：歯科口腔・形成外科学講座

氏名：小林 武 仁

【内容要旨】(1,200字以内)

【背景と目的】医療訴訟を系統的に調査・分析している報告は限られている。本研究の目的は、歯科医療訴訟の現状を臨床的な側面と法律的な側面の双方から詳細に分析することである。

【方法】判例データベース『ウエストロー・ジャパン[®]』に掲載されている判例より、1978年から2012年までの34年間における歯科領域に関係した民事訴訟判決114例を対象とした。これらの判例を医療類型と法的論点類型からなる論点表（重複あり）に判例数を述べ件数として抽出し検討した。さらに裁判結果、処置別（観血的、非観血的）に損害賠償額を比較した。

【結果】医療類型では、診断に関するものが47件、治療に関するものが218件であった。治療の内訳は、麻酔・口腔外科80件、歯科補綴処置52件、歯科保存処置45件、歯科インプラント17件などであった。法的論点類型では、過失が206件、因果関係が31件、権利侵害が21件などであった。過失206件中多かったのは説明義務93件、次いで医療水準の86件であった。

論点表では、治療に関する過失を問われたものが最も多く171件で、全体の約2/3を占めていた。さらに過失の中で最も多かった治療類型は、歯科補綴処置に関する説明義務で29件、次に麻酔・口腔

外科の説明義務 27 件、麻酔・口腔外科の医療水準 26 件の順であった。裁判結果は、全判例 114 例のうち棄却 65 件（57%）一部認容 47 件（41%）全部認容 2 件（2%）であった。損害賠償額を処置別に比較すると非観血的処置では平均約 160 万円で、50 万円以上 100 万円以下が最も多く、多くは 500 万円以下であった。観血的処置は、平均約 937 万円で、100 万円以上 500 万円以下が最も多く、1000 万円以上の高額も 7 件認められた。

【まとめ】 歯科医療訴訟で争われた内容は、口腔外科手術を中心とした観血的処置の際に生じた生命予後に影響を及ぼす重大な障害と、審美的要素が大きく患者の QOL を向上させる非観血的処置の際に生じた身体的影響が比較的少ない障害に大別でき、それぞれの処置で法的論点が異なっていた。すなわち、観血的処置における説明義務では、治療法だけではなく予後や後遺症に関するリスクに対する説明が求められるとともに、医療水準では治療技術・知識のみならず全身的偶発症への適切な対応も要求されていた。一方、審美的側面の強い歯科補綴処置や歯列矯正治療の際には、通常の説明に加え個々の患者の状態に応じた具体的な説明が特に求められていた。損害賠償金額は身体的影響の大きさとほぼ対応し、判例ごとに大きな開きが認められた。

【結論】 今後、新たな医療技術の向上による医療水準の高度化、説明範囲の拡大により多くの要件が歯科医師に課せられ、従来以上に技術の研鑽や知識の獲得が必要であると示唆された。

平成26年 1月23日

山形大学大学院医学系研究科長 殿

学位論文審査結果報告書

申請者氏名： 小林 武仁

論文題目：判例から検討した歯科領域の医事紛争

審査委員：主審査委員

山崎 健太郎

副審査委員

大谷 浩一

副審査委員

飯野 光吾



審査終了日：平成 26年 1月 22日

【論文審査結果要旨】

医療訴訟のデータ解析報告は数少ない、特に個人診療所が中心となっている歯科領域では日本医療機能機構の「医療事故情報収集等事業」にみられる様な系統的なデータに乏しいため、歯科医療事故の解析は困難な場合が多い。本研究では民事事件裁判の判決をデータベース化した「ウェストロー・ジャパン®」に掲載された歯科領域の民事裁判の判決内容を分析して考察を行っている。裁判判決であるため法律的な側面から検討する機会が多いが、医療事故であるので医療の内容からも解析を加えることが事故要因や予防策を考察する上で重要である。本研究の最も重要な意義はデータベース内の判決を診断・治療等の医療類型と過失・権利侵害・因果関係等の法的論点類型にわけ「論点表」という表を作成して二次元で分析して、今後の事故データの活用を図っている点である。さらに本研究では抽出した判例の裁判結果、医療類型における治療内容を観血的処置と非観血的処置にわけて分析を試みている。

論点表を用いた分析では、医療類型では治療が、法的論点類型では過失についての判例が多く、さらに詳細に分類すると歯科麻酔・口腔外科治療に関する説明義務違反を問われた裁判が最も多かった。判決内容では半数以上(57%)が原告の訴えを棄却しているが、原告の訴えを一部容認している判決は47%であった。また処置別に損害賠償額を比較すると観血的処置の方が非観血的処置よりも高額となる傾向がみられた。

これらの結果より、口腔外科など観血的処置では治療法のみならず予後や後遺症などに関する説明義務に関する判決が多く、歯科補綴など審美的要素や患者のQOL向上が目的の非観血処置では患者の状態に応じた具体的な説明が特に求められていることなどが明確になった。損害賠償額では処置後の身体的影響により額の多少が決定されていることも判明した。

本研究は「ウェストロー・ジャパン®」という判決データベースから症例を抽出しているが、医療裁判全例を網羅していないこと、法的論点類型に用いられた用語が難解であるなどの研究の限界はあるが、データベース掲載の判例が最高最高裁判所の公表データよりも多いことを明記し、難解な用語に解説を加える等の工夫を加えることにより、これらの論文の問題点を解決することが可能である。

本研究は上記の通り、歯科領域で問題となっている医事紛争を新たな分析方法により考察を試みており、自らの分析結果を踏まえて対策、予防法を提言し、患者も納得できるより良い医療の実施に貢献すると思われる。従って本論文は学位(医学博士)に値するものと判断した。

(1, 200字以内)